平成２５年（フ）第１８３４号
大阪市生野区巽中１丁目17番６―505号
債務者　森川　　洋
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―925号
債務者　渡部　総子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８４号
大阪府東大阪市旭町21番３―702号
債務者　冨田　徳久
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０００号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目12番５号　サニークレストⅠ―303号室
債務者　桑名　広造
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１３号
大阪市淀川区東三国５丁目15番18―402号
債務者　田中　道彦
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５２号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―1103号
債務者　吉田康二郎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４６号
大阪府交野市郡津５丁目64番５号
債務者　伊差川**盞**正
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５５号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目８番36号　ヴェルデベージュ103号
債務者　多根井則子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２２号
大阪市平野区平野西５丁目９番25―302号
債務者　長南　静佳（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７４号
大阪府豊中市服部本町４丁目２番７―202号
債務者　芳賀　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８８号
大阪市東淀川区大道南３丁目５番22号　オギクボハイツ201号
債務者　氏家　直文
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４４号
大阪府大東市大野２丁目６番60号
債務者　楯岡　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６９号
大阪市大正区三軒家西１丁目18番３号　宮村文化２階
債務者　御厨五十子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４１４号
大阪府門真市小路町１番23号　小路町マンション301号
債務者　林　　綾乃
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４１５号
大阪府門真市上野口町45番７号　ファミリー来夢・遠藤301号、前住所大阪府門真市舟田町38番20号
債務者　田中　健司
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５号
山口市徳地堀3631番地、前住所山口市徳地八坂825番地４
債務者　野村　義則
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４４２号
東京都足立区六月１丁目24―16―601
債務者　蓮見　芳明
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部